

## アンケート調査

# ADR法改正に関する アンケート結果の概要

(日本ADR協会アンケート)

東京大学准教授 垣内秀介

## I. はじめに

日本ADR協会においては、2011年6月に、ADR法改正に関するアンケートを実施した。このアンケートは、同協会において進められているADR法改正問題に関する検討の一環として行われたものである。以下では、はじめに、アンケート調査の背景および調査の概要について簡単に述べた上で、調査結果の概要を紹介する。

なお、筆者は、日本ADR協会・ADR調査企画委員会の委員として、後述のADR法改正問題ワーキング・グループに参加し、本アンケート調査の実施に関与した者であるが、以下の叙述は、筆者個人の責任において行うものである。

## II. 調査の概要

### 1. 調査の背景——日本ADR協会におけるADR法改正問題への対応

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）は、2007年4月1日に施行され、本年4月に施行後満5年を迎えた。同法附則2条は、「施行後5年を経過した場合」に、「法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」との定めを置いていることから、これを期に、法改

正の必要性について検討が加えられることになると予想される。

日本ADR協会は、「ADRによる個々の紛争の円滑かつ円満な解決が社会に大きな利益をもたらすようにすることを目指し、ADRに関係する団体・個人による関連する制度改善等のための情報交換・共有の場を提供するとともに、ADRに対する社会の理解と信頼を醸成し、ADR及びそれを支える制度の健全な振興を図る」ことを目的として、2010年9月に設立され、2012年3月現在、26のADR関係団体を会員とする団体である（同協会については、山田文「日本ADR協会の設立について」法の支配161号8頁（2011）、河井聡「日本ADR協会に期待される役割と活動について」仲裁とADR・6号92頁（2011）参照）。ADR法改正問題は、このような同協会の設立趣旨からみても重要な検討課題であることから、同協会では、2011年3月に、同協会内外のADR関係者からなるADR法改正問題ワーキング・グループ（以下WGと略称する）を立ち上げ、同法改正の要否および改正をめぐる問題の所在を明らかにするとともに、必要な法改正について、関係諸機関及び社会に向けた情報発信を行うための準備作業を行った（WGの審議内容等については、<http://japan-adr.or.jp/>に掲載されている）。本アンケートは、同WGが中心となって、2011年6月に実施したものであり、その集計作業についても、WGの各メン

バーが分担して行った。

なお、WGにおける上記のような検討の結果に基づき、日本ADR協会は、提言「ADR法の改正に向けて」をとりまとめ、2012年4月2日に法務大臣宛に提出したところである（同提言については、NBL975号に紹介がある）。

## 2. アンケートの構成等

本アンケートは、上記WGの検討にあたり、①ADRの現場において各ADR機関が直面している実情や課題を的確に踏まえるとともに、②法改正に関する各ADR機関の意見を整理・集約する目的で実施されたものである。質問項目は、問1から問21までから構成されており、その内容は、①回答者の属性等（問1～7）、②ADR法（総則部分）改正関連（問8、問9）、③利用者の立場からみた現在のADRの問題点について（特に相談業務との関係）（問10～12）、④人材養成関連（問13～15）、⑤認証制度関連（問17～21）に

大別することができる。上記のような目的から、質問には、法改正についての意見を直接問うものと、背景となる問題状況を問うものの双方が含まれ、後者については、現行ADR法の改正問題に必ずしも直結する論点でなくても、幅広く質問項目に組み入れる方針をとった点に特色がある。

各質問項目の回答の方法としては、選択肢から回答を選ぶものに加え、幅広く自由記述欄を設けており、多数の自由記述によるコメントも集まっているところである。しかし、後者はかなり膨大なものとなることから、以下では、選択肢に関する回答の集計結果を紹介するとともに、自由記述については、その概略についての簡単なコメントを付することによって、紹介に代えることとした。

なお、各質問項目に対する回答の分布は、回答者の属する業界によっても異なる部分があることから、以下の集計においては、必要と思われる範囲で業界別の内訳表を付している。

## Ⅲ. 調査結果の概要

### 問1 設立及びADR事業開始時期

問1 設立年												
選択肢	a. 1986 ～1985	b. 1986 ～89	c. 1990 ～94	d. 1995 ～99	e. 2000 ～04	f. 2005	g. 2006	h. 2007	i. 2008	j. 2009	k. 2010	l. 2011
回答数	1	3	1	8	4	3	10	7	10	10	4	1
比率	1.2%	3.5%	1.2%	9.3%	4.7%	3.5%	11.6%	8.1%	11.6%	11.6%	4.7%	1.2%

問1 事業開始年												
選択肢	a. 1986 ～1985	b. 1986 ～89	c. 1990 ～94	d. 1995 ～99	e. 2000 ～04	f. 2005	g. 2006	h. 2007	i. 2008	j. 2009	k. 2010	l. 2011
回答数	1	1	1	6	6	3	9	8	10	9	7	1
比率	1.2%	1.2%	1.2%	7.0%	7.0%	3.5%	10.5%	9.3%	11.6%	10.5%	8.1%	1.2%

### 問2 設立団体または事業実施主体

問2 設立団体または事業実施主体						
選択肢	a. 弁護士会	b. 司法書士会	c. 行政書士会	d. 土地家屋 調査士会	e. 社労士会	f. 士業団体以外
回答数	6	6	24	31	4	15
比率	7.0%	7.0%	27.9%	36.0%	4.7%	17.4%

## 問3 ADRの対象とする紛争の種類・内容

問3 ADRの対象とする紛争の種類・内容							
選択肢	a.民事紛争全般	b.司法書士法第3条第1項第7号に規定する紛争	c.①外国人の就学・就労、②自転車事故、③愛護動物、④居住用建物賃貸借の敷金返還又は原状回復をめぐる紛争	d.土地の境界が明らかでないことを原因とする民事に関する紛争	e.個別労働関係紛争	f.その他の特定分野に関する紛争	g.無回答
回答数	12	3	5	31	4	13	18
比率	14.0%	3.5%	5.8%	36.0%	4.7%	15.1%	20.9%

## 問4 ADR認証取得の有無及び時期につき、当てはまるものをお選びください。

問4 ADR認証取得の有無				
選択肢	a.認証を取得している	b.今後取得する可能性がある	c.認証を受ける予定はない	無回答
回答数	35	22	11	18
比率	40.7%	25.6%	12.8%	20.9%

問4 ADR認証取得の有無（業界別内訳）				
選択肢	a.認証を取得している	b.今後取得する可能性がある	c.認証を受ける予定はない	無回答
土地家屋調査士会	10 32.3%	16 51.6%	4 12.9%	1 3.2%
行政書士会	2 8.3%	6 25.0%	0 0.0%	16 66.7%
司法書士会	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
弁護士会	2 33.3%	0 0.0%	4 66.7%	0 0.0%
社労士会	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
士業団体以外	11 73.3%	0 0.0%	3 20.0%	1 6.7%

問4 認証取得年						
選択肢	2007	2008	2009	2010	2011	無回答
回答数	4	10	6	7	5	3
比率	11.4%	28.6%	17.1%	20.0%	14.3%	8.6%

自由記述：認証を取得しない理由は、①メリットが少ないこと、②認証手続及びその後の事務負担の大きさに集約できる。



問5 ADR手続に特徴的な点があれば簡単にお書きください（例：専門委員の利用、オンラインでの手続等）。詳細を説明したウェブサイトがありましたらURLをお示し頂けると助かります。

自由記述：弁護士会系では、実務経験豊富な弁護士の関与、その他では、紛争分野における専門性、自主交渉援助型技法の採用、弁護士との協働などを述べるものが多い。

問6 ADR事業の実績及び課題について、当てはまるものをお選びください（複数選択可）。また、これらに関連して貴機関が課題と感じられていることがあれば、ご自由にお書きください。

問6 ADR事業の実績及び課題について、当てはまるものをお選びください（複数選択可）。					
選択肢	a.当初予測していた件数を上回り、多くの申立がある	b.問い合わせや相談の件数に比べ、申立件数は少ない	c.申立があっても取り下げられたり、相手方が応諾しなかったりという場合が多い	d.応諾されたが和解が成立しない場合が多い	e.申立・応諾・和解成立のどの段階でも特に問題はない
回答数	1	52	27	4	3
比率	1.2%	60.5%	31.4%	4.7%	3.5%

問6 ADR事業の実績及び課題について、当てはまるものをお選びください（複数選択可）。（業界別内訳）					
選択肢	a.当初予測していた件数を上回り、多くの申立がある	b.問い合わせや相談の件数に比べ、申立件数は少ない	c.申立があっても取り下げられたり、相手方が応諾しなかったりという場合が多い	d.応諾されたが和解が成立しない場合が多い	e.申立・応諾・和解成立のどの段階でも特に問題はない
土地家屋調査士会	0 0.0%	28 90.3%	14 45.2%	4 12.9%	0 0.0%
行政書士会	0 0.0%	2 8.3%	1 4.2%	0 0.0%	0 0.0%
司法書士会	0 0.0%	5 83.3%	4 66.7%	0 0.0%	0 0.0%
弁護士会	1 16.7%	4 66.7%	2 33.3%	0 0.0%	1 16.7%
社労士会	0 0.0%	4 100.0%	3 75.0%	0 0.0%	0 0.0%
士業団体以外	0 0.0%	9 60.0%	3 20.0%	0 0.0%	2 13.3%

自由記述：申立件数の伸び悩み、ADRの認知度の低さが課題として広く共有されている状況がみられる。また、その背景・原因として、PR不足のほか、手続費用の問題が意識されている。

問7 ADR事業の財務基盤について、当てはまるものをお選びください（複数選択可）。また、これらに関連して貴機関が課題と感じられていることがあれば、ご自由にお書きください。

問7 ADR事業の財務基盤について、当てはまるものをお選びください（複数選択可）。					
選択肢	a.ADR事業単体で利益が出ている	b.ADR事業単体で収支相償できている	c.他の事業からADR事業に補填している	d.上部団体等から補助を得ている	e.組織にとってADR事業が負担になっている
回答数	1	3	22	38	9
比率	1.2%	3.5%	25.6%	44.2%	10.5%



問7 ADR事業の財務基盤について、当てはまるものをお選びください（複数選択可）。（業界別内訳）					
選択肢	a.ADR事業単体で利益が出ている	b.ADR事業単体で収支相償できている	c.他の事業からADR事業に補填している	d.上部団体等から補助を得ている	e.組織にとってADR事業が負担になっている
土地家屋調査士会	0 0.0%	0 0.0%	9 29.0%	20 64.5%	7 22.6%
行政書士会	0 0.0%	1 4.2%	3 12.5%	1 4.2%	2 8.3%
司法書士会	0 0.0%	0 0.0%	2 33.3%	5 83.3%	0 0.0%
弁護士会	1 16.7%	2 33.3%	2 33.3%	2 33.3%	0 0.0%
社労士会	0 0.0%	0 0.0%	3 75.0%	3 75.0%	0 0.0%
士業団体以外	0 0.0%	0 0.0%	4 26.7%	7 46.7%	0 0.0%

自由記述：事務局の維持費用・手続実施者への報酬などの関係から、申立てが増えれば増えるほど収支が悪化する構造の存在や、設立母体である士業団体等からの補助の必要に伴う費用の最終的負担者である当該士業団体等の会員の理解をどう得るかという問題、広報事業としての位置づけなどの努力（費用対効果のアピール）と社会的な理念とのせめぎ合い、といった状況がかなり広範に存在することがみてとれる。

問8 この問題〔民事調停や行政型ADRと民間ADRの関係や連携のあり方〕に関するお考えに近いものに○をつけ、理由や具体的なご提案があればお書きください。

問8 民事調停や行政型ADRと民間ADRの関係や連携のあり方について次のうちお考えに近いものはどれですか。				
選択肢	a.所要の規定を置くべき	b.必要ない	c.特に意見はない・わからない	無回答
回答数	49	18	17	2(*)
比率	57.0%	20.9%	19.8%	2.3%

\*「無回答」には、aとbの双方に○をつけた回答1を含む。

問8 民事調停や行政型ADRと民間ADRの関係や連携のあり方について次のうちお考えに近いものはどれですか。				
選択肢	a.所要の規定を置くべき	b.必要ない	c.特に意見はない・わからない	無回答
土地家屋調査士会	20 64.5%	8 25.8%	3 9.7%	0 0.0%
行政書士会	16 66.7%	4 16.7%	2 8.3%	2(*) 8.4%
司法書士会	4 66.7%	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%
弁護士会	3 50.0%	1 16.7%	2 33.3%	0 0.0%
社労士会	2 50.0%	0 0.0%	2 50.0%	0 0.0%

士業団体以外	4 26.7%	3 20.0%	8 53.3%	0 0.0%
--------	------------	------------	------------	-----------

\* 「無回答」には、aとbの双方に○をつけた回答1を含む。

自由記述：「規定を置くべき」とする意見においては、土地家屋調査会を中心に、利用者の利便性の向上・迅速な紛争解決の見地からして、筆界特定制度・民事調停との連携規定が必要とするものが多かった。逆に、「必要ない」、「特に意見はない・わからない」とする意見においては、民間ADRの負担増、訴訟化、個人情報の保護、内容があいまいとするものが多かった。

問9 例えば次のような規定を法律に置くことにつき、どのようにお考えでしょうか。あわせて、具体的なご提案やコメントがあればお書きください。

(1) 調停人と手続についての基本的なルール

問9 例えば次のような規定を法律に置くことにつきどのように考えますか。				
(1) 調停人と手続についての基本的なルール				
選択肢	a.必要	b.必要ない	c.特に意見はない・わからない	無回答
回答数	43	18	25	0
比率	50.0%	20.9%	29.1%	0.0%

(1) 調停人と手続についての基本的なルール（業界別内訳）

選択肢	a.所要の規定を置くべき	b.必要ない	c.特に意見はない・わからない	無回答
土地家屋調査会	18 58.1%	6 19.4%	7 22.6%	0 0.0%
行政書士会	17 70.8%	5 20.8%	2 8.3%	0 0.0%
司法書士会	2 33.3%	3 50.0%	1 16.7%	0 0.0%
弁護士会	1 16.7%	2 33.3%	3 50.0%	0 0.0%
社労士会	1 25.0%	0 0.0%	3 75.0%	0 0.0%
士業団体以外	4 26.7%	2 13.3%	9 60.0%	0 0.0%

自由記述：利用者からの信頼性、透明性確保のために基本的なルールの法定は必要とする意見がある一方、各機関の規則で足りる、自主性を阻害する、といった消極意見も有力であった。

(2) 手続の進行中・終了後の秘密の取扱いについての規定。

問9 例えば次のような規定を法律に置くことにつきどのように考えますか。				
(2) 手続中・終了後の秘密の取扱いについての規定				
選択肢	a.必要	b.必要ない	c.特に意見はない・わからない	無回答
回答数	58	8	20	0
比率	67.4%	9.3%	23.3%	0.0%

(2) 手続中・終了後の秘密の取扱いについての規定（業界別内訳）				
選択肢	a.必要	b.必要ない	c.特に意見はない・ わからない	無回答
土地家屋調査士会	25 80.6%	1 3.2%	5 16.1%	0 0.0%
行政書士会	20 83.3%	3 12.5%	1 4.2%	0 0.0%
司法書士会	5 83.3%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%
弁護士会	3 50.0%	1 16.7%	2 33.3%	0 0.0%
社労士会	1 25.0%	1 25.0%	2 50.0%	0 0.0%
士業団体以外	4 26.7%	2 13.3%	9 60.0%	0 0.0%

自由記述：特に非開示特権について支持する意見が多く、消極論としては、法改正を議論するだけの実績の蓄積がない、とするものがみられる程度であった。

### (3) 手続実施者についての「ADR士」といった資格の創設

問9 例えば次のような規定を法律に置くことにつきどのように考えますか。

#### (3) ADR士といった資格の創設

選択肢	a.必要	b.必要ない	c.特に意見はない・ わからない	無回答
回答数	25	41	19	1
比率	29.1%	47.7%	22.1%	1.2%

#### (3) ADR士といった資格の創設（業界別内訳）

選択肢	a.必要	b.必要ない	c.特に意見はない・ わからない	無回答
土地家屋調査士会	13 41.9%	11 35.5%	7 22.6%	0 0.0%
行政書士会	11 45.8%	11 45.8%	2 8.3%	0 0.0%
司法書士会	0 0.0%	4 66.7%	2 33.3%	0 0.0%
弁護士会	0 0.0%	4 66.7%	2 33.3%	0 0.0%
社労士会	1 25.0%	3 75.0%	0 0.0%	0 0.0%
士業団体以外	0 0.0%	8 53.3%	6 40.0%	1 6.7%

自由記述：消極的な立場からのものとして、現状では時期尚早である、社会的ニーズがない、基準の設定が困難、むしろ弁護士法72条そのものを撤廃すべき、といったものがあつた。また、積極的な立場からのものとしては、手続実施者の能力の担保に役立つ、利用者への信頼確保に役立つ、といったものがあつた。



## (4) ADR事業についての財政的援助

問9 例えば次のような規定を法律に置くことにつきどのように考えますか。				
(4) ADR事業についての財政的援助				
選択肢	a.必要	b.必要ない	c.特に意見はない・ わからない	無回答
回答数	59	7	19	1
比率	68.6%	8.1%	22.1%	1.2%

## (4) ADR事業についての財政的援助 (業界別内訳)

選択肢	a.必要	b.必要ない	c.特に意見はない・ わからない	無回答
土地家屋調査士会	29 93.5%	1 3.2%	1 3.2%	0 0.0%
行政書士会	20 83.3%	1 4.2%	2 8.3%	1 4.2%
司法書士会	3 50.0%	1 16.7%	2 33.3%	0 0.0%
弁護士会	1 16.7%	1 16.7%	4 66.7%	0 0.0%
社労士会	2 50.0%	0 0.0%	2 50.0%	0 0.0%
士業団体以外	4 26.7%	3 20.0%	8 53.3%	0 0.0%

自由記述：地方、特に司法過疎地域では必要性が高い、社会貢献的事業であって、財政的援助は必要である、裁判所の調停との競争上も必要である、といった指摘が多かった一方、「ひもつき」の援助となってADRの独立性・自主性を害することへの懸念も見られた。

## (5) ADRに求められる最低限の行動規範

※JIS Q 10003：2010では、「ADR手続の指導的諸原則」として、合意の自発性、アクセスしやすさ、適合性、手続の公正さ、能力、適時性、透明性、適法性、十分な資源の確保、手続の定期的・継続的な改善が挙げられています。

問9 例えば次のような規定を法律に置くことにつきどのように考えますか。				
(5) ADRに求められる最低限の行動規範				
選択肢	a.必要	b.必要ない	c.特に意見はない・ わからない	無回答
回答数	48	18	20	0
比率	55.8%	20.9%	23.3%	0.0%

(5) ADRに求められる最低限の行動規範（業界別内訳）				
選択肢	a.必要	b.必要ない	c.特に意見はない・わからない	無回答
土地家屋調査士会	21 67.7%	5 16.1%	5 16.1%	0 0.0%
行政書士会	20 83.3%	4 16.7%	0 0.0%	0 0.0%
司法書士会	2 33.3%	3 50.0%	1 16.7%	0 0.0%
弁護士会	1 16.7%	1 16.7%	4 66.7%	0 0.0%
社労士会	2 50.0%	0 0.0%	2 50.0%	0 0.0%
士業団体以外	2 13.3%	5 33.3%	8 53.3%	0 0.0%

自由記述：法にそうした規定を設けることが民間ADRの自主性・柔軟性を奪うのではないかという懸念を示すものが目立っている。

(6) この他、新たな規定を設けることについて、ご意見があれば、お書きください。

自由記述：司法書士法3条1項7号に規定する紛争について、認定司法書士を助言者に加える規定、手続管理委員（ケース・マネージャー）についての規定、執務取扱い指針（重要要素の思い出し、失念防止対策等）の規定、弁護士法72条の例外規定などを求める意見があった。

問10 ADR業務と相談業務をともに取り扱っている機関の方にお伺いします。

(1) 相談からADRへの移行をめぐる現状は、どのようなものでしょうか。

自由記述：全体としては、相談には来ても、なかなかADRに移行しない、との指摘が多い。その他、各業界については、次のような回答が代表的なものであった。

- ・弁護士会：相談前置の取扱いの有無、法律相談センターを経由した場合の申立手数料軽減
- ・司法書士会：法律相談員によるADRの紹介につき努力
- ・行政書士会：相談からADRへの移行がない
- ・土地家屋調査士会：相談から調停に進むものが少ない、相談（員）と調停（員）の峻別、関与する弁護士とのコミュニケーションの努力
- ・社労士会：相談員による説明、紹介、低い移行率、連携不足
- ・士業団体以外：電話相談からADRへの移行、低い移行率

(2) 相談からADR（調停）に移行していかない理由としては、どのようなものが考えられますか。当てはまるものすべてに○をお付け下さい。

問10 (2) 相談からADR（調停）に移行していかない理由としては、どのようなものが考えられますか。当てはまるものすべてに○をお付け下さい。					
選択肢	a.相談の段階で問題が解決できているから	b.費用負担の問題がある	c.相手方が確実に話合いの席に着くかどうか分からない	d.調停で成立した和解合意に執行力がない	e.その他
回答数	41	30	34	14	20
比率	47.7%	34.9%	39.5%	16.3%	23.3%

問10 (2) 相談からADR(調停)に移行していかない理由としては、どのようなものが考えられますか。当てはまるものすべてに○をお付け下さい(複数選択可)。(業界別内訳)					
選択肢	a.相談の段階で問題が解決できているから	b.費用負担の問題がある	c.相手方が確実に話し合いの席に着くかどうか分からない	d.調停で成立した和解合意に執行力がない	e.その他
土地家屋調査士会	24 77.4%	19 61.3%	23 74.2%	7 22.6%	5 16.1%
行政書士会	2 8.3%	0 0.0%	1 4.2%	1 4.2%	2 8.3%
司法書士会	3 50.0%	2 33.3%	2 33.3%	1 16.7%	1 16.7%
弁護士会	1 16.7%	3 50.0%	1 16.7%	0 0.0%	3 50.0%
社労士会	1 25.0%	4 100.0%	3 75.0%	2 50.0%	2 50.0%
士業団体以外	10 66.7%	2 13.3%	4 26.7%	3 20.0%	7 46.7%

自由記述：相談担当弁護士にADR利用の意識が乏しい、両当事者の日程調整の困難さ、当事者のニーズとのずれ(他力本願志向)、調停開催場所が県内に1ヶ所しかないなどの地理的障害、といった指摘があった。

- (3) 相談業務とADR業務との関係、あるいは、ADR機関における相談業務について、ADR法に何らかの規定が必要とお考えでしょうか。

問10 (3) 相談業務とADR業務との関係、あるいは、ADR機関における相談業務について、ADR法に何らかの規定が必要とお考えでしょうか。				
選択肢	a.必要	b.必要ない	c.特に意見はない・わからない	無回答
回答数	15	28	18	25
比率	17.4%	32.6%	20.9%	29.1%

問10 (3) 相談業務とADR業務との関係、あるいは、ADR機関における相談業務について、ADR法に何らかの規定が必要とお考えでしょうか。(業界別内訳)				
選択肢	a.必要	b.必要ない	c.特に意見はない・わからない	無回答
土地家屋調査士会	7 22.6%	15 48.4%	8 25.8%	1 3.2%
行政書士会	3 12.5%	2 8.3%	2 8.3%	17 70.8%
司法書士会	0 0.0%	2 33.3%	2 33.3%	2 33.3%
弁護士会	1 16.7%	3 50.0%	0 0.0%	2 33.3%
社労士会	2 50.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%
士業団体以外	2 13.3%	5 33.3%	5 33.3%	3 20.0%



問11 ADR業務のみを取り扱っている機関の方にお伺いします。

(1) 外部の相談機関との連携をめぐる現状は、どのようなものでしょうか。

自由記述：現状では特に連携はない、とするコメントが多かったほか、消費者センター等への情報提供を計画している、とするものもあった。

(2) 外部の相談機関との連携について、感じておられる課題がありましたら、お教え下さい。

自由記述：適切なADR機関とのマッチングを図る仲介機関の必要性、広報・認知度向上の強化の必要性などについてのコメントがあった。

(3) 相談業務とADR業務との関係、あるいは、ADR機関における相談業務について、ADR法に何らかの規定が必要とお考えでしょうか。

問11 (3) 相談業務とADR業務との関係、あるいは、ADR機関における相談業務について、ADR法に何らかの規定が必要とお考えでしょうか。				
選択肢	a.必要	b.必要ない	c.特に意見はない・わからない	無回答
回答数	6	7	7	66
比率	7.0%	8.1%	8.1%	76.7%

問11 (3) 相談業務とADR業務との関係、あるいは、ADR機関における相談業務について、ADR法に何らかの規定が必要とお考えでしょうか。(業界別内訳)				
選択肢	a.必要	b.必要ない	c.特に意見はない・わからない	無回答
土地家屋調査士会	2 6.5%	2 6.5%	3 9.7%	24 77.4%
行政書士会	3 12.5%	1 4.2%	0 0.0%	20 83.3%
司法書士会	1 16.7%	1 16.7%	2 33.3%	2 33.3%
弁護士会	0 0.0%	1 16.7%	1 16.7%	4 66.7%
社労士会	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
士業団体以外	0 0.0%	2 13.3%	1 6.7%	12 80.0%

\*なお、問10(3)はADR・相談業務をともに扱う機関向け、問11(3)は、ADRのみを扱う機関向けの質問であるが、両者への重複回答が15団体、両者ともに無回答が17団体あった。

自由記述：相談業務とADR業務とを連携させることには中立性の点で問題があること、相談の多義性(中立性を維持した情報提供と、相談者に対する全面的支援)、法律に規定をおくことの副作用などに関するコメントがあった。

問12 すべての方にお伺いします。

(1) その他、利用者の立場からみた現在のADRの問題点として、お気づきの点がありましたら、お教え下さい。

自由記述：費用負担の問題、認知度の低さから来る不安感、取り扱う紛争類型の細分化、当事者のニーズとのずれ（「大岡裁き」、他力本願志向）などの指摘があった。

- (2) 利用率向上のための取組みとして、現に行われているもの、または検討中のものがありましたら、お教え下さい。

自由記述：パンフレットなどの配布、他機関との連携、手数料の減額、担当者のスキル向上などが多かった。

- 問13 ADRの担い手育成のイメージや理念について、より明確な規定を置く必要があるでしょうか。必要とお考えの場合、どのような内容の規定が必要でしょうか。

問13 ADRの担い手育成のイメージや理念について、より明確な規定を置く必要があるでしょうか。必要とお考えの場合、どのような内容の規定が必要でしょうか。				
選択肢	a.必要	b.必要ない	c.特に意見はない・わからない	無回答
回答数	35	33	16	2
比率	40.7%	38.4%	18.6%	2.3%

問13 ADRの担い手育成のイメージや理念について、より明確な規定を置く必要があるでしょうか。 (業界別内訳)				
選択肢	a.必要	b.必要ない	c.特に意見はない・わからない	無回答
土地家屋調査士会	17 54.8%	10 32.3%	4 12.9%	0 0.0%
行政書士会	13 54.2%	9 37.5%	0 0.0%	2 8.3%
司法書士会	1 16.7%	3 50.0%	2 33.3%	0 0.0%
弁護士会	1 16.7%	2 33.3%	3 50.0%	0 0.0%
社労士会	3 75.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%
士業団体以外	0 0.0%	9 60.0%	6 40.0%	0 0.0%

自由記述：「必要」と回答した機関のものが多く、調停人の倫理、担い手の資質、適性、理念に関する規定、研修（の義務付け）等に関する規定などの必要性が指摘されている。他方で、消極的な立場からは、各機関の自主性、独立性との関係での懸念が表明されている。

- 問14 事務局スタッフや手続に関与する専門家など、手続実施者以外のADRの担い手について、ADR法に規定を設けることが必要でしょうか。必要とお考えの場合、どのような規定が必要でしょうか。

問14 事務局スタッフや手続に関与する専門家など、手続実施者以外のADRの担い手について、ADR法に規定を設けることが必要でしょうか。必要とお考えの場合、どのような規定が必要でしょうか。				
選択肢	a.必要	b.必要ない	c.特に意見はない・わからない	無回答
回答数	19	44	20	3
比率	22.1%	51.2%	23.3%	3.5%

問14 事務局スタッフや手続に関する専門家など、手続実施者以外のADRの担い手について、ADR法に規定を設けることが必要でしょうか。(業界別内訳)				
選択肢	a.必要	b.必要ない	c.特に意見はない・わからない	無回答
土地家屋調査士会	10 32.3%	13 41.9%	7 22.6%	1 3.2%
行政書士会	8 33.3%	12 50.0%	3 12.5%	1 4.2%
司法書士会	0 0.0%	4 66.7%	2 33.3%	0 0.0%
弁護士会	1 16.7%	4 66.7%	1 16.7%	0 0.0%
社労士会	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%	0 0.0%
士業団体以外	0 0.0%	11 73.3%	3 20.0%	1 6.7%

自由記述：手続管理委員（ケースマネージャー）に関する規定や、手続実施者以外の担い手の守秘義務に関する規定などの必要性を指摘するものがある一方、各機関の自主性に委ねるべきであるとのコメントも少なくなかった。

問15 ADRの人材養成について何らかの法制化が必要でしょうか。必要な場合、どのような仕組みが望ましいとお考えですか。

問15 ADRの人材養成について何らかの法制化が必要でしょうか。必要な場合、どのような仕組みが望ましいとお考えですか。				
選択肢	a.必要	b.必要ない	c.特に意見はない・わからない	無回答
回答数	26	39	17	4
比率	30.2%	45.3%	19.8%	4.7%

問15 ADRの人材養成について何らかの法制化が必要でしょうか。(業界別内訳)				
選択肢	a.必要	b.必要ない	c.特に意見はない・わからない	無回答
土地家屋調査士会	14 45.2%	11 35.5%	6 19.4%	0 0.0%
行政書士会	12 50.0%	9 37.5%	2 8.3%	1 4.2%
司法書士会	0 0.0%	4 66.7%	2 33.3%	0 0.0%
弁護士会	0 0.0%	4 66.7%	2 33.3%	0 0.0%
社労士会	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%	2 50.0%
士業団体以外	0 0.0%	11 73.3%	3 20.0%	1 6.7%

自由記述：各機関の自主性を重視するコメントが多かったが、一定の指針が必要である、補助金、講師へのアクセスなどの面での環境整備が必要である、といったコメントもあった。



問16 その他、ADRの担い手育成についてのご意見がありましたら、お書き下さい。

自由記述：人材育成を支援する講師・トレーナーの確保の問題、ADR機関相互間の連携の必要性、各ADR機関の自主性の尊重・法規制への懸念のほか、インセンティブの問題（「リターンが少ないのでやり手が少ない」）や都市部と地方との格差を指摘するものがあった。

問17 認証制度の意義についてどのようにお考えでしょうか。

問17 認証制度の意義についてどのようにお考えでしょうか。				
選択肢	a.意義がある	b.(さほど) 意義がない	c.どちらともいえない	無回答
回答数	56	14	15	1
比率	65.1%	16.3%	17.4%	1.2%

問17 認証制度の意義についてどのようにお考えでしょうか。(業界別内訳)

選択肢	a.意義がある	b.(さほど) 意義がない	c.どちらともいえない	無回答
土地家屋調査士会	18 58.1%	6 19.4%	7 22.6%	0 0.0%
行政書士会	20 83.3%	2 8.3%	1 4.2%	1 4.2%
司法書士会	4 66.7%	1 16.7%	1 16.7%	0 0.0%
弁護士会	3 50.0%	0 0.0%	3 50.0%	0 0.0%
社労士会	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%
士業団体以外	8 53.3%	4 26.7%	3 20.0%	0 0.0%

問18 意義があるとお考えの場合、どのような点に意義があるとお考えでしょうか(複数選択可)。

問18 意義があるとお考えの場合、どのような点に意義があるとお考えでしょうか(複数選択可)。									
選択肢	a.認知度の向上	b.事件数の増加	c.弁護士以外の専門家の活用	d.時効の中断	e.内部のガバナンスの改善	f.利用者等からの信頼確保・イメージアップ	g.不良機関等の排除	h.調停前置の特則	i.その他
回答数	34	5	26	31	17	47	23	17	3
比率(*)	60.7%	8.9%	46.4%	55.4%	30.4%	83.9%	41.1%	30.4%	5.4%

\* 意義があると答えた56回答中。

問18 意義があるとお考えの場合、どのような点に意義があるとお考えでしょうか（複数選択可）。（業界別内訳）									
選択肢	a.認知度の向上	b.事件数の増加	c.弁護士以外の専門家の活用	d.時効の中断	e.内部のガバナンスの改善	f.利用者等からの信頼確保・イメージアップ	g.不良機関等の排除	h.調停前置の特則	i.その他
土地家屋調査士会	13 72.2%	0 0.0%	6 33.3%	10 55.6%	6 33.3%	15 83.3%	10 55.6%	3 16.7%	3 16.7%
行政書士会	10 50.0%	2 10.0%	13 65.0%	12 60.0%	1 5.0%	16 80.0%	9 45.0%	8 40.0%	0 0.0%
司法書士会	4 100.0%	0 0.0%	2 50.0%	0 0.0%	3 75.0%	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%
弁護士会	2 66.7%	2 66.7%	0 0.0%	3 100.0%	2 66.7%	2 66.7%	1 33.3%	3 100.0%	0 0.0%
社労士会	2 66.7%	0 0.0%	2 66.7%	2 66.7%	2 66.7%	3 100.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%
士業団体以外	3 37.5%	1 12.5%	3 37.5%	4 50.0%	3 37.5%	8 100.0%	2 25.0%	2 25.0%	0 0.0%

自由記述：時効中断における「請求の特定」要件が不明確で使いにくい、ADR機関側の意識向上に役立つ、といったコメントがあった

#### 問19 現在の認証制度について問題点があるとお考えでしょうか。

問19 現在の認証制度について問題点があるとお考えでしょうか。				
選択肢	a.問題点がある	b.問題点はない	c.どちらともいえない	無回答
回答数	62	11	11	2
比率	72.1%	12.8%	12.8%	2.3%

問19 現在の認証制度について問題点があるとお考えでしょうか。（業界別内訳）				
選択肢	a.問題点がある	b.問題点はない	c.どちらともいえない	無回答
土地家屋調査士会	21 67.7%	5 16.1%	5 16.1%	0 0.0%
行政書士会	21 87.5%	0 0.0%	1 4.2%	2 8.3%
司法書士会	5 83.3%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%
弁護士会	4 66.7%	1 16.7%	1 16.7%	0 0.0%
社労士会	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
士業団体以外	7 46.7%	5 33.3%	3 20.0%	0 0.0%

問20 問題点があるとお考えの場合、どの点に問題があるとお考えでしょうか（複数選択可）。

問20 問題点があるとお考えの場合、どの点に問題があるとお考えでしょうか（複数選択可）。										
選択肢	a.認証の際及びその後の手続的な負担が重いこと	b.認証の要件が貴機関におけるADRの理念や実態に合致していないこと	c.機関に対する財政援助がないこと	d.人材養成の仕組みがないこと	e.政府としての広報活動が十分ではないこと	f.執行力の付与など法的効果が十分ではないこと	g.裁判所・官庁・他のADR機関との連携がないこと	h.法律扶助の対象でないこと	i.時効中断効のゆえに請求の特定作業の手続的な負担が重くなること	j.その他
回答数	42	10	42	23	40	26	30	28	12	6
比率(*)	67.7%	16.1%	67.7%	37.1%	64.5%	41.9%	48.4%	45.2%	19.4%	9.7%

\* 問題点があると応えた62回答中。

問20 問題点があるとお考えの場合、どの点に問題があるとお考えでしょうか（複数選択可）。 (業界別内訳)										
選択肢	a.認証の際及びその後の手続的な負担が重いこと	b.認証の要件が貴機関におけるADRの理念や実態に合致していないこと	c.機関に対する財政援助がないこと	d.人材養成の仕組みがないこと	e.政府としての広報活動が十分ではないこと	f.執行力の付与など法的効果が十分ではないこと	g.裁判所・官庁・他のADR機関との連携がないこと	h.法律扶助の対象でないこと	i.時効中断効のゆえに請求の特定作業の手続的な負担が重くなること	j.その他
土地家屋調査士会	14 66.7%	2 9.5%	19 90.5%	10 47.6%	16 76.2%	10 47.6%	10 47.6%	13 61.9%	5 23.8%	1 4.8%
行政書士会	11 52.4%	6 28.6%	12 57.1%	7 33.3%	11 52.4%	9 42.9%	8 38.1%	6 28.6%	2 9.5%	4 19.0%
司法書士会	3 60.0%	1 20.0%	2 40.0%	2 40.0%	3 60.0%	0 0.0%	4 80.0%	3 60.0%	3 60.0%	0 0.0%
弁護士会	5 83.3%	0 0.0%	2 33.3%	0 0.0%	2 33.3%	2 33.3%	2 33.3%	3 50.0%	1 16.7%	1 16.7%
社労士会	3 75.0%	0 0.0%	2 50.0%	3 75.0%	3 75.0%	2 50.0%	3 75.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%
士業団体以外	6 85.7%	1 14.3%	5 71.4%	1 14.3%	5 71.4%	3 42.9%	3 42.9%	2 28.6%	0 0.0%	0 0.0%

自由記述：他士業団体（特に行政書士会）を中心に、認証要件としての弁護士との関与の要求をより柔軟なものとするべきであるとのコメントが少なくなかった。また、認証のハードルが高いのと比較してメリットが少ない、との指摘があった。他方で、現状程度の手続負担に耐えられない機関は認証に値しない、との指摘もあった。



問21 現在の認証制度についての改善を要望される場合、具体的にどのような事項の改善を要望するか、お書きください。

- (1) 手続・提出書類等の簡素化を要望する場合、どのような手続・書類が不要であるとお考えですか。

自由記述：認証時の手続に関しては、提出する事業報告書をはじめとして事務量が膨大である、特に役員に係る書類提出の簡素化を望む、全体的に簡素化すべきといった指摘があり、認証後の手続に関しては、認証審査と重複するものは不要とし、変更時等に報告すればよい、役員交代時には報告だけにすべきである、といった指摘があった。また、他の法令、省庁により監督されている場合は重複した書類提出を廃し、官庁間での情報共有化を望む、との意見があった。

- (2) 認証の（実体的）要件の改正を希望する場合、どのような点で要件を変更すべきだとお考えですか。

自由記述：弁護士の関与、助言について緩和、または柔軟な運用を希望する、といった意見が多く、また、形式的要件が微細に渡り、過剰であり、ADRの自由が損なわれるとの意見もあった。

- (3) 機関に対する財政援助を要望する場合、例えば1機関・年あたりでどの程度の援助を想定されていますか。絶対額でなくとも算定式でも結構です。

自由記述：1機関あたり、年間〇〇〇万円の援助を望むなど、具体的金額を示して援助を希望する意見、事業費全体の〇割を援助して欲しいといったような意見があった。希望する援助額は、概ね年間30万円～1,000万円のレンジ幅に収まった。個別金額では、年間100万円から300万円が最も多い。また、会場費や人件費の一部を援助して欲しい、人材養成のための研修費を援助してもらいたいという意見も散見された。総じて、財政援助を希望する団体のほとんどが“赤字運営”を余儀なくされており、何らかの形での援助を希望している。

- (4) 政府としての広報活動を積極的に行うことを要望する場合、どのような広報活動（媒体・頻度等）を要望しますか。

自由記述：テレビ・新聞・ラジオといったメディアを活用した広報活動を望む意見が多い。テレビを活用する場合、テレビCMによる広報を希望する意見が多く、一般に周知する最も効果的な手段として支持が高い。他方で、地方自治体（地方公共団体）を通じた広報活動も、市民の目に直接訴えることのできる手段として、根強い支持がある。

- (5) 執行力の付与を要望する場合、仲裁判断のように、裁判所の決定を得る等の手続を経るという前提でよいでしょうか。そうでない場合、想定される仕組みをお書きください。

自由記述：執行力は必要でないとする意見と裁判所の決定を得る等の手続による執行力の付与を望む声があるが、後者の方が若干多い。ただし、条件付きの回答や、裁判所の関与ではなく、公正証書のしくみを取り入れるべきという意見もある。他方で、対話促進型の調停と執行力の関係について触れている意見、特別立法で一定のADR機関における和解契約書に債務名義を付与すべきであるとの意見もあった。

- (6) 裁判所・官庁・他のADR機関との連携について、どのような仕組みが望ましいか、想定されるものがあればお書きください。

自由記述：裁判所からの事件の回付、行政等との合同相談会や合同研修会の開催、共同パンフレットの作成などの意見が多い。他方で、裁判所からの事件の回付は望まず、ADR機関間での連携を進めるべき

である、統一的な相談窓口、振り分け機関が必要である、連携も大切だが、利用者の自由な選択という観点を大切にすべきである、といった意見もあった。

- (7) 法律扶助の対象とすることを要望する場合は、法テラスが裁判手続で提供している民事法律扶助と同様な制度が望ましいでしょうか。法テラスと異なる制度として望ましいとお考えのものがあればお書きください。

自由記述：法テラスが提供している民事法律扶助制度と同様のもので良いとの意見が多い。他方で、民事法律扶助制度は代理人報酬を対象にしているが、ADR機関に支払う手数料等も対象にすべきである、ADR機関に対する助成があれば、扶助のような制度は必要ないのではないか、といった意見もあった。

- (8) その他、上記以外の要望事項につきお書きください。

自由記述：所轄省庁の一本化、認証ADRにおける弁護士関与の要求の軽減、相手方当事者の期日出頭の義務化を求める意見などがあった。

仲裁とADR (第7号)

---

2012年5月31日 初版第1刷発行

編 者 仲裁ADR法学会

発行者 大林 譲

---

発行所 株式会社 商事法務

〒103-0025東京都中央区日本橋茅場町3-9-10

TEL 03-5614-5643・FAX 03-3664-8844〔営業部〕

TEL 03-5614-5649〔書籍出版部〕

<http://www.shojihomu.co.jp/>

---

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。

印刷/株式会社光邦

© 2012 仲裁ADR法学会

Printed in Japan

*Shojihomu Co., Ltd.*

ISBN978-4-7857-1982-1

\*定価は表紙に表示してあります。